

して諸般の報告をいたさします。

(井上議会議務局長 報告)

- 一、昭和六十一年第一回福生市議会臨時会の招集について(別添参照)
- 二、付議事件の告示について(別添参照)
- 三、議案の送付について(別添参照)
- 四、意見書の受理について(別添参照)
- 五、市議会議事説明員の委任について(別添参照)
- 六、議案説明員の出席要求について(別添参照)
- 七、昭和六十一年十一月分例月出納検査の結果について(別添参照)

議長(森田治男君) 以上で報告は終わりました。

議長(森田治男君) 日程第二会期の決定を議題といたします。

今次臨時会の会期については、議会運営委員会において検討されておりますので委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 指田保雄君 登壇)

○議会運営委員長(指田保雄君) 御指名をいただきましたので、去る一月十四

日と本日日本会議開会前に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして、合わせて御報告申し上げます。

まず、日程でございますが、本日の臨時会に提案される議案は、市長から補正予算二件と議会側から追加して厚生委員会で結論が出ました陳情書ほか一件、合わせて四件となっております。

日程の順序につきましては、前例に倣いまして補正予算を先にお願ひし、追加議案をそのあとにして編成をいたしました。

次に、議案の取り扱ひであります。補正予算二件は職員の人件費等の増減補正が主なものとなっておりますので、慎重に審議の上、即決をお願いいたします。また追加議案二件についても慎重に審議の上、即決をお願いいたします。しむかいまして、会期については本日一日限りとすることに議運としては決定をいたしております。

次に、全員協議会であります。理事者側からの申し出がありますので、本会議終了後に開催することといたしました。

以上でございますが、本日の会議が円滑に運営できますよう議員各位の御協力をお願いいたしまして報告いたします。

○議長（森田治男君） 以上で委員長の報告は終わりました。お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり、一月二十一日の本日限りと決定したいと思ひますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よつて会期は本日限りと決定いたしました。

○議長（森田治男君） ここでお諮りいたします。

追加提出されました請願第六十の五号及び議案第三号の二件を本日の日程に追加したいと思ひますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よつて新たに提出された二

件を本日の日程に追加することに決定いたしました。

○議長（森田治男君） 日程第三議案第一号昭和六十年度福生市一般会計補正予算（第六号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 内田和雄君 登壇）

○企画財政部長（内田和雄君） 御指名をいただきましたので、議案第一号昭和六十年度福生市一般会計補正予算（第六号）につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算は、十二月議会で御決定いただきました。既に支給いたしました職員等の期末手当の支給割合の予算未計上分の〇、一四五ヵ月分と十月の職員異動に伴う職員給料及び諸手当並びに共済組合負担金の調整増減ですべて人件費でございます。

歳入につきましては、特別交付税の十二月期交付決定による予算計上額の追加、それと生活保護費の国の補助金負担割合が変更されたことに伴

う臨時財政調整補助金の新設に伴う補助交付金の追加額を同時にお願いしようとするものでございます。

それでは、その内容について説明申し上げます。予算書の一ページを開きいただきをお願いします。総則でございますが、歳入歳出予算の補正は第1条におきまして、歳入歳出それぞれ八千四百三十五万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を百二十億六千七百二十八万八千円と定めようとするものでございます。

次に、二ページを開きいただきをお願いします。歳入について御説明いたします。まず、地方交付税六千八百七十四万九千円の追加補正は、特別交付税の十二月期の交付決定に基づく予算計上額差の追加で一億七千万円の見込みに対し、今回交付額二億三千八百七十四万九千円との差額追加補正でございます。これをもちつて地方交付税は既に決定をしている普通交付税を合わせ、十四億四千六百七十一万四千円と相なる次第でございます。

次の分担金及び負担金において十八万六千円の追加補正につきましては、歳出における土木費のうち西住宅地区周辺排水路費の事業費、支

弁人件費にかかわるもので、十二月支給分による期末手当等、下水道会計羽村町、瑞穂町からの負担金の追加補正でございます。

国庫支出金の国庫補助金一千百五十万円の追加補正につきましては、六十年度で実施された国の補助金等の調整及び合理化並びに臨時特例等に関する法律により、生活保護法による保護実施に要する費用の負担割合が変更されたことに伴う負担増の緩和を図ることからの措置として、十一月の国の要綱制定に伴い申請した結果、交付決定されたものでございます。以上、歳入で八千四百三十五万五千円追加となり、歳入総額百二十億六千七百二十八万八千円と相なる次第でございます。

次に、三ページを開きいただきをお願いします。歳出について御説明申し上げます。まず議会費でございますが、百十九万七千円の追加補正は議員並びに職員八名分の十二月期末手当でございます。

次に、総務費三百五十四万八千円の追加は、各項合計職員百三十六名並びに三役の人件費の合計で異動に伴う給料九十七万七千円の減額、期末手当を含む職員手当等五百三十三万八千円の追加並びに共済組合負担金の八十一万三千

円の減額、それぞれ相殺補正でございます。

次の民生費二百七十一万五千円の追加補正につきましては、各項合計職員五十四名分の人件費合計で、異動に伴う給料の減額百三十七万九千円、期末手当を含む職員手当等で四百二十万三千円の追加、それと共済組合負担金十万九千円の減額、それぞれ相殺追加補正でございます。

衛生費につきましては、各項合計職員二十二名分人件費合計額七十九万九千円の追加補正で、異動に伴う給料で三十三万一千円の減額、職員手当等については、期末手当の八十五万七千円を含み百八万五千円の追加並びに職員共済組合負担金四万五千円の減額、その相殺追加補正でございます。

労働費の四万一千円の追加補正は、職員一名分それと次の農林水産業の十四万一千円の追加補正は、職員三名分のそれぞれ期末手当の追加でございます。四ペーシをお聞きいただきたいと思います。商工費の三十七万七千円の追加補正につきましては、職員二名分の人件費異動に伴う給料の減額九万四千円、それと職員手当等で四十八万四千円の追加、それと共済組合負担金の減額一万三千円の相殺減額でございます。

次に土木費でございますが、三百九十七万六千円の追加補正につきましては、各項合計職員三十八名分の人件費合計で、内訳は異動に伴う給料追加分が三十一万六千円、期末手当を含む職員手当等三百六十一万八千円、それに共済組合負担金の四万二千円のそれぞれ追加合計額でございます。

次に、教育費におきましては、六百九十七万九千円の追加補正で、各項合計職員百十四名分の人件費総額で異動に伴う給料の減額七万五千円、期末手当の追加分四百八十八万九千円を含んだ職員手当等で七百四万九千円の追加、それと共済組合負担金の追加五千円、それぞれの追加補正合計額でございます。

次に、予備費でございますが、六千七十五万二千円の追加補正で、これは歳入歳出財源調整によるものでございます。

以上、歳出合計八千四百三十五万五千円の追加補正で、歳出総額百二十億六千七百二十万八千円と相なる次第でございます。

以上、甚だ推駁を説明でございますが、慎重御審議を賜りまして原案とおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

議長（森田治男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第一号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案とおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第一号は原案のとおり可決されました。

○議長(森田治男君) 日程第四議案第二号昭和六十年度福生市下

水道事業会計補正予算(第三号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(建設部長 森田進君 登壇)

○建設部長(森田進君) 御指名をいただきましたので、議案第二号昭和六十

年度福生市下水道事業会計補正予算(第三号)につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は歳出のみの補正でございます。一般会計の西住宅地区周辺排水路費にのみまして職員人件費の補正に伴う負担金を補正しようとするものでございます。

まず、一ページの総則について申し上げます。第一条歳入歳出予算の金額は第一表の歳入歳出予算補正によることと定めようとするものでございます。次に、二ページをお開きいただきます。第一表歳入歳出予算補正について御説明申し上げます。事業費十五万三千円の補正は西住宅地区周辺排水路新設工事負担金で、職員人件費の十二月の期末勤勉手当の不足及び超過勤務手当の不足に伴う負担金の増でございます。

次の予備費で十五万三千円の減額でございます。したがいまして、歳出合計は補正前と同額の十七億八千五百二十五万二千円でございます。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案とおり御決定くださるようお願い申し上げます。

○議長（森田治男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし呼ぶ者あり」）

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第二号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって議案第二号は原案のとおり可決されました。

○議長（森田治男君） 追加日程第一請願第六十一号シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願書を議題といたします。

本件については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 赤星行人君登壇）

○厚生委員長（赤星行人君） 御指名がござりましたので、請願第六十一号シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願書について、委員会における審査報告を申し上げます。

本請願の審査は、さる一月十六日の委員会において行いました。委員に本件についての御意見を求めましたところ、十二月議会において紹介議員の代表より説明もあり、採択してほしいとの強い要望があったので採択すべきではないかとの御意見があり、お諮りしましたところ、全員異議なく採択すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議の上、当委員会報告とおり御決定くださるようお願い申し上げます。

○議長（森田治男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

これより請願第六十一五について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって請願第六十一五号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

○議長(森田治男君) 追加日程第二議案第三号シベリア抑留者の恩給加算改定に関する意見書を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(五番 赤星行人君 登壇)

○五番(赤星行人君) 御指名をいただきましたので、議案第三号についての提案理由の説明をさせていただきます。

本意見書は、シベリア抑留者に対する恩給加算の改訂をされたいという

趣旨のものであります。

皆様方御承知のとおり、戦後のシベリア抑留者数は政府公表によると五十万五千人にのぼるとされております。厳しい自然環境のシベリアに抑留された将兵は、寒気と飢えの中、長い間にわたり戦争の賠償にかわる過酷な強制労働を科されたことにより、実に五十万五千人にものぼる現地死七者を出しております。このような想像を絶する状況の中で、祖国を思い、家族を思ひ、力の限りを尽くしてかろうじて生きながらえ、抑留生活を終えて帰国した将兵に対して、その労苦に報いるためにも正当な代償をもってこれらへきものはないうか。

この抑留についてソ連は、戦時捕虜としての労役を科しているもので、当然これは戦務の継続と考えられますが、時の政府は昭和二十年九月二日で戦争は終了したと宣言し、その後の抑留は平和時のこととしております。そのため海外抑留の恩給加算については、すべて一年加算とされております。

しかしながら、一口に海外抑留と言っても、ソ連地区を除く海外抑留者については、ポツダム宣言に基いてすみやかに本国送還が行われ、約一年の間にほとんどの将兵が帰国しているにもかかわらず、シベリア抑留者は、先に述べまし

たような過酷な処遇を受けているものであります。

このようなことから考えてみましても、海外抑留にはその内容に歴然たる差があることは明らかであります。それとすべて一年加算とされていることは、一見公平のようではあります。しかし、その実、甚だしい不公平があると思うものであり、せひともシベリア抑留者の忍従の日に報いるためにも、恩給加算一年を三年と改訂されるよう内閣総理大臣を初め、それとの関係行政庁へ意見書を提出しようとするものであります。

何とぞよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（森田治男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第三号について採決いたします。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって議案第三号は原案のとおり可決されました。

○議長（森田治男君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。
会議を閉じます。

これをもって昭和六十一年第一回福生市議会臨時会を閉会いたします。
午前十時四十七分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長

森田治男

議員

村野和一郎

議員

石川泰一

議員

赤星 人

写

福総庶彙第二千八百八十二号

昭和六十一年一月十四日

福生市長 田村 匡雄 (印)

福生市議会議長

森田治男殿

昭和六十一年第一回福生市議会臨時会の招集について

昭和六十一年一月十四日付け、福生市告示第一号（別紙参照）をもつて、昭和六十一年第一回福生市議会臨時会を招集したので通知します。

写

福生市告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和六十一年第一回福生市議会臨時会を次のとおり招集する。

昭和六十一年一月十四日

福生市長 田 村 匡 雄 印

一 期 日 昭和六十一年一月二十一日

二 場 所 福生市議会議場

三 付議事件

- (1) 昭和六十年度福生市一般会計補正予算（第六号）
- (2) 昭和六十年度福生市下水道事業会計補正予算（第三号）